

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月10日

【中間会計期間】 第58期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 五洋建設株式会社

【英訳名】 PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村 重 芳 雄

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 東京(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 小 林 久 之

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 東京(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 小 林 久 之

【縦覧に供する場所】 五洋建設株式会社 横浜支店
(横浜市神奈川区鶴屋町二丁目26番2号)

五洋建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦三丁目2番1号)

五洋建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区芝田二丁目6番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第56期中	第57期中	第58期中	第56期	第57期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	131,072	138,224	138,612	354,657	323,264
経常利益(△損失) (百万円)	△494	△1,802	△2,512	11,341	2,078
中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	△1,517	△8,175	△2,261	3,875	△5,858
純資産額 (百万円)	57,724	57,230	54,262	66,891	57,605
総資産額 (百万円)	412,248	365,898	370,844	389,366	355,069
1株当たり純資産額 (円)	124.55	116.42	220.79	136.12	117.18
1株当たり中間(当期)純利益(△損失) (円)	△3.62	△16.64	△9.20	8.57	△11.92
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.0	15.6	14.6	17.2	16.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,477	3,142	△4,894	9,771	4,721
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,036	△1,934	△1,785	2,319	5,558
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,617	△7,850	11,572	△14,965	△25,670
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	82,906	57,864	53,549	64,677	49,124
従業員数 (人)	3,672	3,608	3,499	3,557	3,464

(注) 1 売上高に消費税等は含まれていない。

2 「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」は、第56期中は中間純損失のため、第56期は潜在株式がないため、第57期中、第58期中及び第57期は潜在株式がなく、また、中間(当期)純損失のため記載していない。

3 純資産額の算定にあたり、第57期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

4 第57期中及び第57期の中間(当期)純損失は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)の適用に伴うたな卸不動産評価損の計上等によるものである。

5 第58期中(平成19年8月7日)に、株式2株を1株に併合している。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第56期中	第57期中	第58期中	第56期	第57期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	116,623	125,850	126,320	318,959	289,270
経常利益(△損失) (百万円)	△1,569	△2,299	△3,063	9,584	466
中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	△2,183	△8,543	△2,580	2,855	△6,744
資本金 (百万円)	25,770	28,070	28,070	28,070	28,070
発行済株式総数 (千株)	463,547	491,527	245,763	491,527	491,527
純資産額 (百万円)	54,972	53,729	49,926	63,771	53,574
総資産額 (百万円)	386,559	332,254	337,334	356,147	321,606
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.2	16.2	14.8	17.9	16.7
従業員数 (人)	2,952	2,924	2,856	2,880	2,838

- (注) 1 売上高に消費税等は含まれていない。
- 2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(損失)」、「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。
- 3 純資産額の算定にあたり、第57期中から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。
- 4 第57期中及び第57期の中間(当期)純損失は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)の適用に伴う販売用不動産等評価損の計上等によるものである。
- 5 第58期中(平成19年8月7日)に、株式2株を1株に併合している。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社26社及び関連会社2社で構成され、建設事業、開発事業及びこれらに関連する建設資材の販売、機器リース及び造船事業等の事業活動を展開している。

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について重要な変更はない。また、事業の種類別セグメントの区分における関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載のとおりである。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社となった。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (うち間接所有) (%)
ペンタ保険サービス(株)	東京都千代田区	10	その他の事業	100 (75.0)

また、当中間連結会計期間において、次の連結子会社及び持分法適用関連会社が清算終了した。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (うち間接所有) (%)
(連結子会社) 長崎総合管理(株)	長崎県長崎市	20	その他の事業	100
(持分法適用関連会社) 計測情報システム(株)	東京都中央区	10	その他の事業	15.2

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	3,300
開発事業	7
その他の事業	116
全社(共通)	76
合計	3,499

(注) 従業員数は就業人員数である。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	2,856
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数である。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特記すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、堅調な輸出や好調な企業業績を背景とした設備投資の増加に支えられるとともに、雇用・所得環境の改善に広がりが見られ、緩やかな景気回復が続く一方、米国におけるサブプライムローン関連問題による世界的な信用収縮の影響を受けるなど、先行き不透明感が増している。

当社グループの主たる国内建設市場においては、平成19年6月の建築基準法改正に伴う建築確認申請業務停滞等により、当中間連結会計期間は前年同期に比べて民間建設投資が大幅に減少する等、大きな影響が出始めている。一方、海外建設市場においては当社グループの主な活動拠点である東南アジア及び中東における建設投資は港湾を始めとする物流施設やエネルギー関連施設等、旺盛な建設需要に支えられ引き続き好調に推移した。

このような経営環境のもと、当社グループの業績は、売上高は138,612百万円と前年同期と比べ388百万円(0.3%)の増収となった。利益については、営業損失は1,083百万円と前年同期と比べ453百万円の損失額が増加(前連結中間会計期間は630百万円の営業損失)、経常損失は2,512百万円と、前年同期と比べ709百万円損失額が増加(前中間連結会計期間は1,802百万円の経常損失)、中間純損失は2,261百万円と、前年同期と比べ5,914百万円損失額が減少(前中間連結会計期間は8,175百万円の中間純損失)した。

(注)「第2 事業の状況」における各事項の記載金額については、消費税等抜きで表示している。

事業の種類別セグメント及び所在地別セグメント所在地別セグメントの業績は、次の通りである。(事業の種類別セグメントごとの業績については、セグメント間の内部売上高または振替高を含めて記載している)

①事業の種類別セグメント

(建設事業)

建設事業においては、主たる事業分野である国内建設市場において、防衛施設庁発注工事をめぐる指名停止の影響が縮小し、官庁工事受注が順調に回復した。また国内民間建築工事については、建築基準法改正の影響による発注の遅れや受注工事の着工の遅れなどが生じた。

このような状況の中、完成工事高は131,686百万円となり、前年同期と比べ2,129百万円(△1.6%)の減少、営業損失は1,012百万円となり、前年同期と比べ510百万円損失が増加(前中間連結会計期間は502百万円の営業損失)した。

なお、建設事業における通常の営業形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相異があり、上半期と下半期に業績の季節的変動がある。

ちなみに、前中間連結会計期間の完成工事高は133,815百万円であり、前連結会計年度においては311,388百万円であった。

(開発事業)

開発事業においては、千葉県長生村に保有していたたな卸不動産の売却が寄与し、売上高は3,585百万円と前年同期と比べ3,191百万円(808.7%)の増加となったが、営業損失は352百万円と前年同期

と比べ98百万円損失額が増加(前中間連結会計期間は253百万円の営業損失)した。

(その他の事業)

その他の事業においては、売上の過半を占める造船事業において、市況の好調さと設備増強による生産効率向上が寄与し、売上高は7,240百万円と前年同期と比べ1,241百万円(△14.6%)の減少となったものの、営業利益は231百万円と前年同期と比べ73百万円(46.3%)増加した。

②所在地別セグメント

(日本)

当中間連結会計期間の日本経済は堅調な輸出や好調な企業業績を背景とした設備投資の増加に支えられるとともに、雇用・所得環境の改善に広がりが見られ、緩やかな景気回復が続く一方、米国におけるサブプライムローンに関連問題による世界的な信用収縮の影響を受けるなど、先行き不透明感が増している。このようななか、日本国内における売上高は116,043百万円と前年同期と比べ5,133百万円(4.6%)の増加となり、営業損失は912百万円と前年同期と比べ307百万円損失額が増加(前中間連結会計期間は604百万円の営業損失)した。

(東南アジア)

シンガポール・インドネシアなどでの完成工事高の減少により、東南アジアにおける売上高は19,310百万円と前年同期と比べ4,944百万円(△20.4%)の減少となったものの、営業損失は46百万円と前年同期と比べ150百万円損失額が減少(前中間連結会計期間は197百万円の営業損失)した。

(その他の地域)

アラブ首長国連邦などでの完成工事高の増加により、その他の地域における売上高は3,258百万円と前年同期と比べ198百万円(6.5%)増加となったが、営業損失は125百万円と前年同期と比べ296百万円損失額が増加(前中間連結会計期間は171百万円の営業利益)した。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純損失が△3,086百万円と前年同期と比べ損失額が13,016百万円減少したものの、手持工事量の増加に伴う未成工事支出金の増加などの運転資金の増加により、前年同期と比べ8,036百万円支出額が増加(前中間連結会計期間は3,142百万円の収入超過)し、4,894百万円の支出超過となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資による支出が減少したことと等により、前年同期と比べ148百万円(△7.7%)減少し、1,785百万円の支出超過となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは長期借入金の増加と、長短借入金の返済額の減少により、前年同期と比べ19,422百万円収入額が増加(前中間連結会計期間は7,850百万円の支出超過)し、11,572百万円の収入超過となった。

これらにより、当中間連結会計期間末における連結ベースの「現金及び現金同等物」は前連結会計年度末と比べ4,425百万円(9.0%)増加し、53,549百万円となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (百万円)(前年同期比)
建設事業	177,871	217,878(22.5%増)

(2) 売上実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日) (百万円)(前年同期比)
建設事業	133,815	131,621(1.6%減)
開発事業	263	3,439(1,204.0%増)
その他の事業	4,144	3,551(14.3%減)
合計	138,224	138,612(0.3%増)

- (注) 1 開発事業及びその他の事業の受注実績については、当社グループ各社における受注の定義が異なり、また、金額も僅少であるため、建設事業のみ記載している。
- 2 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。
- 3 受注実績、売上実績については、セグメント間の取引を相殺消去して記載している。

なお、参考のため提出会社個別の事業の状況は次のとおりである。

提出会社における受注高、売上高及び施工高の状況

① 受注高、売上高、繰越高及び施工高

期別	種別	期首繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高			期中施工高 (百万円)	
						手持高 (百万円)	うち施工高 (%)	(百万円)		
前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	建設事業	土木	(246,553) 248,818	67,572	316,390	70,102	246,287	9.8	24,180	72,827
		建築	(109,770) 110,012	98,723	208,736	55,360	153,375	8.2	12,506	59,525
		計	(356,324) 358,831	166,295	525,126	125,463	399,663	9.2	36,687	132,353
	開発事業等		298	340	638	387	251	—	—	—
	合計		(356,622) 359,129	166,636	525,765	125,850	399,915	—	—	—
当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	建設事業	土木	(248,468) 247,482	145,687	393,169	65,565	327,604	8.5	27,791	73,690
		建築	(168,934) 168,413	61,105	229,518	57,293	172,224	10.1	17,472	67,512
		計	(417,403) 415,895	206,793	622,688	122,859	499,828	9.1	45,263	141,202
	開発事業等		2,979	1,944	4,924	3,460	1,463	—	—	—
	合計		(420,382) 418,875	208,737	627,613	126,320	501,292	—	—	—
前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	建設事業	土木	(246,553) 251,810	149,594	401,405	152,936	248,468	7.9	19,666	151,147
		建築	(109,770) 110,155	193,415	303,570	134,636	168,934	4.3	7,253	133,548
		計	(356,324) 361,965	343,010	704,976	287,572	417,403	6.4	26,920	284,695
	開発事業等		298	4,378	4,676	1,697	2,979	—	—	—
	合計		(356,622) 362,264	347,388	709,652	289,270	420,382	—	—	—

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。

したがって期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越高の施工高は、支出金により手持高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は(期中売上高+期末繰越施工高-前期末繰越施工高)に一致する。

なお、期首繰越高の上段()内表示額は前事業年度における期末繰越高を表わし、下段表示額は、当該中間会計期間(事業年度)の外国為替相場が変動したため海外繰越高を修正したものである。

4 期中受注工事高のうち海外工事の割合は、前中間会計期間33.7%、当中間会計期間45.4%でそのうち請負金額35億円以上の主なものは次のとおりである。

前中間会計期間	Orchard Turn Developments Pte Ltd	オーチャード・ターン・プロジェクト	(シンガポール)
当中間会計期間	シンガポール政府	パシルパンジャン港湾開発工事	(シンガポール)

② 完成工事高

期別	区分	国内		海外		計 (B) (百万円)
		官公庁 (百万円)	民間 (百万円)	(A) (百万円)	(A)/(B) (%)	
前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	土木工事	28,771	20,355	20,975	29.9	70,102
	建築工事	4,611	44,348	6,399	11.6	55,360
	計	33,383	64,704	27,375	21.8	125,463
当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	土木工事	32,652	19,858	13,054	19.9	65,565
	建築工事	1,088	46,768	9,436	16.5	57,293
	計	33,741	66,627	22,491	18.3	122,859

(注) 1 海外完成工事高の地域別割合は、次のとおりである。

地域	前中間会計期間 (%)	当中間会計期間 (%)
東南アジア	88.8	85.5
その他	11.2	14.5
計	100	100

2 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間完成工事のうち請負金額10億円以上の主なもの

名古屋高速道路公社	県道高速名古屋朝日線庄内工区下部工事
新糸満造船(株)	新糸満造船新設工事 (土木工事)
(株)上組	(株)上組 横浜支店南本牧物流センター新築工事
福山通運(株)	(仮称)福山通運株式会社ポートアイランド 流通センター新築工事
いすゞ自動車(株)	いすゞ自動車(株)川崎工場解体工事

当中間会計期間完成工事のうち請負金額10億円以上の主なもの

大阪府	寝屋川流域下水道中央南増補幹線(一) (第4工区)下水管渠築造工事
関西国際空港用地造成(株)	2期空港島埋立工事(造成その6)
(株)上組	(株)上組 名古屋支社 弥富物流センター新築工事
Keppel Bay Pte Ltd	ケッペル斜張橋工事
ベトナム政府	ハイフォン港改修第2期工事

3 完成工事高総額に対する割合が100分の10以上の相手先別の完成工事高及びその割合は、次のとおりである。

前中間会計期間	該当事項なし		
当中間会計期間	国土交通省	15,711百万円	12.8%

③ 手持工事高（平成19年9月30日現在）

区分	国内(百万円)		海外 (百万円)	計 (百万円)
	官公庁	民間		
土木工事	133,097	42,357	152,148	327,604
建築工事	7,748	128,066	36,409	172,224
計	140,845	170,424	188,558	499,828

手持工事のうち請負金額100億円以上の主なものは、次のとおりである。

国土交通省	東京国際空港D滑走路建設外工事	平成21年2月完成予定
㈱ジョイント・コーポレーション	(仮称)アデニウム熱海シーサイドタワー 新築工事	平成22年3月完成予定
JURONG TOWN CORPORATION	ジュロンアイランド 第4期チュアスビュー埋立拡張工事	平成23年3月完成予定
JURONG TOWN CORPORATION	ジュロンアイランド第3期3B埋立工事	平成20年8月完成予定
シンガポール政府	パシルパンジャン港湾開発工事	平成25年4月完成予定

3 【対処すべき課題】

(1) 会社に対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はない。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年5月8日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しております。

その基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を、以下の通り決定しております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模買付行為又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社の取締役会や株主がその内容を検討し、あるいは当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みません。以下同じとします。）又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値については株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を既に実施しております。これらの取り組みは、今般決定しました上記 I の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取り組み

当社及び当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力ある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するため、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営理念ならびに中期ビジョンを策定しております。なかでも、臨海部においては、海の土木だけでなく、陸の土木、物流倉庫を始めとする建築に至るまで当社グループの経験と技術をトータルに活かすことによって、臨海部ナンバーワン企業として安定的に収益を上げ、持続的に発展する企業グループを目指しています。

建設業においては、平成18年1月の独占禁止法の改正・強化に伴い談合事件が相次ぎ摘発され、当社も平成17年度は防衛施設庁発注工事を巡る談合事件に関連して指名停止等の行政処分を受けました。コンプライアンスはCSRの根幹であり、いかなる法令違反も根絶すべく実効ある内部統制システムを構築し、再発防止に取り組んでおります。

わが国の建設投資は、この数年景気回復による民間投資の増大がみられるものの、公共投資の削減継続により、ピークであった1991年度に比べ35%減少するなど市場の縮小が続いています。なかでも大手建設業の受注高は同時期に半減しています。それに加え、公共工事の入札契約制度改革により、価格のみの競争から品質・技術を総合的に評価する方式への転換が図られており、官民間問わず、まさに技術と経営に優れた企業のみが勝ち残る厳しい時代を迎えていると認識しております。

このように厳しい経営環境が続く中、当社グループは中期経営計画「チャレンジ21」（2002～2004年度）ならびに「Evolution21」（2005～2007年度）を策定し、本業収益力の強化ならびに財務体質の健全化に取り組んでまいりました。

本業収益力の強化に関しては、チャレンジ21以来、赤字工事はとらない、赤字工事にしないという利益重視の基本原則を徹底しつつ、価格競争力、技術競争力を高める取り組みを継続して実施し

ています。併せて事務の効率化を図るためシェアードサービスセンターを設置する等、企業体質のスリム化にも取り組んできました。その結果、国内建築部門は2003年度以降安定的に営業黒字を計上し、厳しい受注環境化下にあつて確実に事業量の緩やかな拡大を達成しています。国内土木部門にあつては、平成18年度は指名停止等の影響が大きく、一時的に利益が悪化しましたが、臨海部ナンバーワン企業としての強み、技術力を活かして官民間問わず事業量の確保に精力的に取り組んでいます。また海外部門においても、グローバルトップクラスのマリンコントラクターとして利益の伴う受注確保に努めています。

財務面では、チャンレジ21の初年度の2002年度には、グループの開発事業損失等の計上により自己資本が連結で336億円(自己資本比率7.1%)まで減少するとともに、有利子負債も2,072億円、総資産比率43.8%と高い水準にありました。その後、事業用不動産の減損会計早期適用(2004年度)、いわゆる棚卸資産の低価法早期適用(2006年度)を行うとともに、過去に評価減あるいは減損した物件の売却等による総資産の圧縮、有利子負債の前倒し削減に加えて、2回にわたる総額200億円の無担保転換社債型新株予約権付社債の発行・全額転換による資本増強(2004、2005年度)など、財務の健全化に取り組んできました。その結果、2007年3月末時点で連結自己資本は576億円(自己資本比率16.2%)と71.0%増加するとともに、連結有利子負債は1,104億円(総資産比率31.1%)と46.7%減少しました。

2002年度より5期連続無配が続いておりますが、上記の取り組みを継続することにより技術と経営に優れた特徴あるコントラクターとして企業価値の向上に努め、早期復配を目指してまいります。

2. 「コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化」による企業価値向上の取り組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。すなわち、会社法に基づき全社の内部統制システムに関する基本方針を定め、年度毎に評価・見直しを行うとともに、財務報告に係わる内部統制についても金融商品取引法に基づき2008年度からの運用に向けてシステムの構築を進めています。

当社の経営体制としては、取締役の人数を少数化し(2007年4月1日現在8名)、取締役会の活性化ならびに意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入しています。併せて、公正で透明性の高い経営を行うため、社外取締役1名を選任しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。なお、取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

内部監査につきまして、担当する総合監査部は監査役会と連携を取り、当社各部門及びグループ会社の業務執行状況を監査しております。

会計監査につきまして、当社は会計監査人として新日本監査法人と監査契約を締結しており、監査役会、総合監査部、会計監査人は、定期的に監査計画、監査結果の情報交換等により連携し監査の実効性を高めております。

当社は、CSRを重視した経営理念、中期ビジョンを実現するため、社長直轄組織として、CSR推進

委員会およびCSR推進室を設置しています。当委員会は社長を委員長とし、本社各部門、各本部を代表する取締役、執行役員、本部長で構成されており、当社のCSR活動計画の企画・立案および実施状況をモニタリングするとともに、その成果を年1回、報告書にまとめて外部に公表しています。また、当委員会の下位組織として、コンプライアンス委員会、中央安全衛生環境委員会、品質・環境マネジメント委員会、危機管理委員会を設置しています。なかでもコンプライアンスはCSRの根幹であり、原則として月1回、コンプライアンス委員会を開催し、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。また、当社のコンプライアンス方針や体制、指針等をまとめたコンプライアンスハンドブックの作成、社内イントラネット上でのデータベースの構築等を実施するとともに、社内担当者および社外の弁護士を窓口とする内部通報・相談窓口を設置し、不法行為等の早期発見を図り、企業不祥事を未然に防止する体制を整えております。

さらには、当社の経営に関わる最新情報について、証券取引所への適時開示、マスコミへのプレス発表や当社ホームページへの掲載などを通じて、タイムリーで適切な情報開示に努めております。

以上の取り組みを通じて、当社は企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 大規模買付ルール導入の目的

当社に対する大規模買付行為の提案がなされた場合、当社が長年にわたって築き上げてきたステークホルダーとの関係を尊重するとともに、社会的な理解が得られない限りは、中長期的な企業価値の向上の実現は困難であり、提案内容や当社の将来にわたる企業価値についてご判断頂くことは極めて難しいと考えます。

最終的に、大規模買付行為を受け入れるかどうかは株主の皆様の判断によるべきものでありますが、当社の事業基盤の状況を考えますと、大規模買付行為が行われようとする場合には、株主の皆様とステークホルダーに対して、当社からはもとより大規模買付者からも十分な判断材料が提示されるとともに、熟慮のための十分な時間が確保されるべきものと考えます。

このような考え方のもとで、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本プランを導入することを決定いたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下の通りです。（末尾資料1参照）

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。大規模買付提案があった場合には、大規模買付行為の提案があった事実を適時・適切に公表します。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名

④国内連絡先

⑤提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下の通りです。

- ①大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。)
- ③大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- ④大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。また、取締役会が大規模買付者からの必要情報の提供が完了したと判断した場合にも、取締役会が適切と判断する時点で、公表します。

(3) 取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、取締役会は独立した外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3 . 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に

反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
 - ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
 - ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
 - ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
 - ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合
 - ⑥大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠に基づいて判断される場合
 - ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと合理的な根拠に基づいて判断される場合
 - ⑧大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠に基づいて判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切

と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は末尾資料2に記載の通りですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社が当社株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(3) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の取締役との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。独立委員会の委員の氏名・略歴は末尾資料3に記載の通りです。

注4：社外有識者とは、

過去に当社又は当社の子会社の取締役、会計参与もしくは執行役または支配人その他の使用人となったことがない者であり、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

(4) 対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記（1）に記載の通り大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（2）に記載の通り大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないことにより対抗措置をとる場合、及び上記（1）に記載の通り大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合でも例外的に対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会是对抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、また、上記（1）に記載の類型に該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かなどを、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記（1）又は（2）において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、当社による無償取得（当社が新株予約権を取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失

います。)等の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものと考えております。

なお、上記3.において述べた通り、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.に記載した対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、当該決定について法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続をとることを決定した場合は、大規模買付者以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、法的権利又は経済的側面において格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

IV. 本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものはないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています

2. 株主意思を重視するものであること

当社は、平成19年6月28日開催の定時株主総会決議に基づき、本プランの導入を決定しております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、社外取締役、社外監査役又は社外の有識者より構成されます。実際に当社株式に対して買付等がなされた場合には、取締役会による一定の評価期間を経て、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非に関する諮問を行います。独立委員会は、独立委員会規程に従い、対抗措置の発動の是非に関する取締役会への勧告を行い、取締役会はその判断を最大限尊重して対抗措置の発動に関する決定を行うこととします。また、株主の皆様へは、判断の内容について情報開示をすることとされており、独立委員会によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています

5. 独立した外部専門家の意見の取得

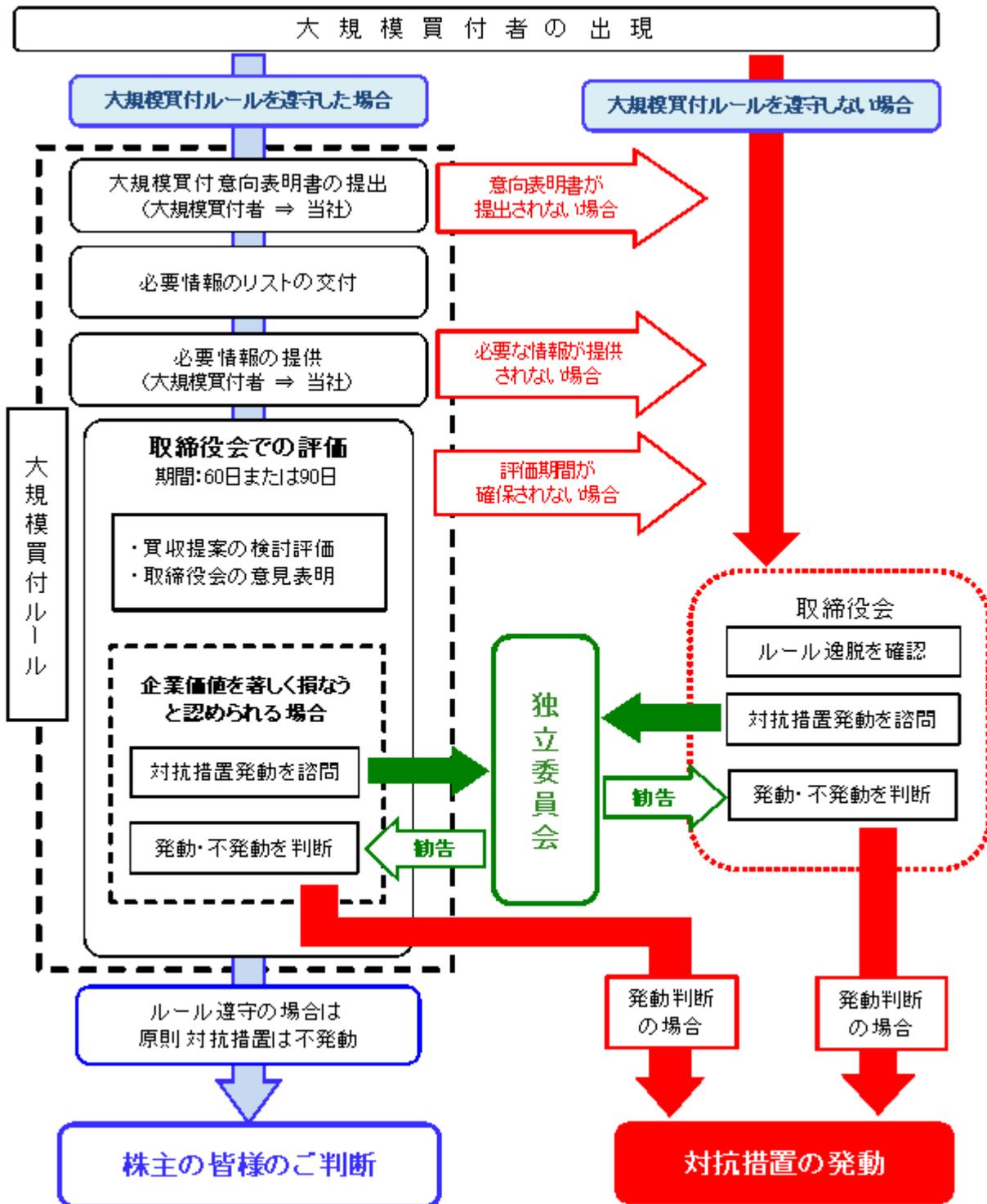
独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております

6. デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会により、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、当社株主総会で本プランの廃止の決議を提案の上、かかる提案が承認されることにより、または、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランは、スロー・ハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(資料1)

本プランの概要 (大規模買付行為が開始された場合のフロー)



(資料2)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(資料3)

独立委員会の委員の氏名・略歴

友田 順久 (ともだ よしひさ)

昭和13年10月31日生まれ

平成 5年 5月 株式会社富士銀行 専務取締役

平成 7年 6月 同 行 常任監査役

平成 8年 5月 富士銀ファクター株式会社 代表取締役社長

平成10年 6月 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役社長

平成14年 2月 芙蓉オートリース株式会社 取締役会長

平成14年 6月 芙蓉総合リース株式会社 取締役会長 (平成15年6月退任)
当社取締役 (現在に至る)

平成15年 6月 株式会社ジェイティービー監査役 (現在に至る)

黒川 薫 (くろかわ かおる)

昭和24年11月16日生まれ

平成10年 5月 株式会社日本興業銀行 金融市場営業部長

平成12年 6月 フォトネットジャパン株式会社 (現ジグノシステムジャパン株式会社)
経営管理部長

平成13年 3月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 常務取締役

平成16年 6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

横大路 啓司 (よこおおじ けいじ)

昭和23年2月16日生まれ

平成12年 6月 株式会社あさひ銀行 執行役員 市場・国際部門総括担当

平成13年 4月 同 行 執行役員 市場・国際カンパニー長

平成15年 3月 株式会社りそな銀行 執行役員 業務監査部担当

平成15年10月 同 行 エグゼクティブ

平成16年 6月 当社常勤監査役 (現在に至る)

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間は、競争力強化ならびに技術提案力強化を技術開発方針とし、既開発技術の高度化により技術の付加価値を高め、技術のブランド化を志向するとともに現地実証実験などを中心に技術の実用化に向けた開発を行っている。

なお、当中間連結会計期間における研究開発費は、430百万円であった。

また、当中間連結会計期間における主要な研究開発内容および成果は次の通りである。

(建設事業)

(1) 特殊ドレーン材による濁水処理「クレイフィルタ工法」の適用性拡大

前連結会計年度に、浚渫工事や工場排水などの濁水処理において、大容量でコンパクトかつ経済的な濁水処理システムである「クレイフィルタ工法」を開発した。当中間連結会計期間は、この技術をさらにコンパクトにしたシステムの開発を行い、施工現場における環境対策としての使用を検討している。本技術を適用することにより、従来の沈殿槽を基本とした排水処理に比べ、施工現場からの環境負荷を大幅に低減することができる。

(2) スラッグの有効利用

海域環境上問題となっている深掘り跡の埋め戻しや浅場の造成に製鋼スラッグを活用したリサイクルが各機関により検討されている。ただし、海域の生物環境への影響などスラッグの海域での使用には解決すべき問題がある。当社では、製鋼スラッグと浚渫土を混合して海域利用する際の用途として、「浅場・干潟築造のための基盤材として利用する場合」「海底深掘り跡地を埋戻す場合」の2つを想定して、環境への影響を低減できる施工法の開発を行っている。当中間連結会計期間は、混合装置の開発を行い、装置の性能を実規模実験で検証した。

(3) 耐震補強工法「浸透固化処理工法」のコストダウン

近年、企業のBCP(事業継続計画)が検討されはじめている。企業が保有する重要な施設の耐震化を行う場合、施設を留めることなく施工することが求められる。また、空港施設に関しても、今後、滑走路の液状化対策を含む耐震補強工事が予定されている。当社が開発した浸透固化処理工法は施工実績が増えている状況であるが、施工の対象が増える中で、コストダウンが求められる。2007年度は、国土交通省が主体となり石狩港で実際の滑走路を液状化させる実規模の液状化実験が実施される。浸透固化処理工法もこの共同研究に参加し、滑走路の液状化対策のコストダウンの実現に向けて研究開発を行う予定である。

(4) 耐震補強工法「グリッドドレーン工法」の適用性の拡大

グリッドドレーン工法は、土中に人工排水材料を設置することにより、地震時の過剰間隙水圧の消散を行い、液状化を防止する工法であり、岸壁の背面など沿岸域で数多く使用されている。当中間連結会計期間は、独立行政法人港湾空港技術研究所と共同研究を行い、より大きな地震動であるレベル2地震動に対応した設計手法の開発を行っている。この設計手法を模型実験により検証し、今まで対応が難しかった大規模地震動への適用性の拡大を目指す。

(5) 海域制御構造物「VHS工法」の改良

海域の静穏性を確保し海岸の保全に資するため、これまでにVHS工法を開発し、静岡県駿河海岸ならびに富山県下新川海岸において採用されてきた。今後も海域制御構造物の需要が期待されることから、VHS工法の競争力を高めるために、耐波安定性に優れコスト競争力に優れた工法への改良を行っている。開発にはほぼ目処が立ったことから、今後民間技術評価取得に向けた取組みを行う予定である。

(6) 「シャークビット工法」の実用化

シールドトンネル工事では、立坑築造のコスト縮減や立坑用地の確保の問題から、シールドトンネルの長距離化が図られている。長距離シールドにおいては、各種の土質を通過する事から、硬岩質の土質を掘削する場合はシールド機のカッタービットの磨耗量が増大し、掘進途中でカッタービットの交換作業が必要となっている。

シャークビット工法はシールド機内よりカッタービット交換が可能な工法で、当中間連結会計期間において実工事へ適用した。これにより、カッタービット交換作業における工期短縮とコスト縮減、作業の安全性を確認した。また、周辺環境へも配慮した工法であることも確認した。今後は大都市における大深度長距離シールドへの適用が期待される。

(7) 国内最大シンクロリフト造船所の建設

シンクロリフトは、斜路方式、乾ドック方式と対比される造船所における船舶の昇降システムである。これは海上に設置した一種のエレベータで、海上の船舶をすくい上げ、陸上の高さまで上昇したら、陸上へこの船舶を移動し、陸上で修繕、またはここで新造もするシステムである。当社は国内で過去5件、海外で2件、シンクロリフトシステムを建設している。

当中間連結会計期間において、このような圧倒的な信頼性より全長80mで国内最大となるオートテンション装備のシンクロリフト造船所を受注建設した。最近の造船業の好景気を追風に国内外での引き合いも多く、今後の受注が期待できる。

(8) 耐震補強工法「ポータル・グリッド工法」の適用範囲拡大

前連結会計年度に実施した「ポータル・グリッド工法」適用範囲拡大のための構造実験データを基礎資料として、(財)日本建築総合試験所において建築技術性能証明取得を目指す。実験では、接合部の簡略化やハンチ付き鉄骨の採用により、施工性の向上、コストダウンが可能となる改良型ポータル・グリッド工法の構造性能が確認できている。本工法は、現在までに事務所・病院・共同住宅・学校の4用途・9件の公共及び民間建築に適用されている。

(9) 超高層建築物の合理的な架構技術の開発

200mを超える超高層建物の構造形式として、コンクリート充填鋼管柱と鉄骨鉄筋コンクリート造梁から構成される新しい架構システムを開発した。柱梁接合部の架構試験体によりその構造性能を、施工実験により施工性を確認した。本工法の採用により、超高層建物のコストダウンが図れる。今後、設計法確立のための部分実験を実施し、設計施工指針をまとめ第三者機関の技術評価を取得する。

(10) 鉄骨造建物の耐震補強工法の開発

近年、企業の事業継続リスクヘッジから生産工場の耐震補強が増加しているが、工場の耐震補強は生産ラインを使いながらの工事となる。さらに、溶接による補強工法では高度な技量が要求されるばかりでなく、製油・製紙・印刷および化学プラント工場等の引火しやすい物質が存在する場合、火災に対するリスクが大きい。そこで、鋼構造建物の既存部材を全く傷めず補強することが可能な無溶接による補強工法を開発した。基礎実験・構造実験により性能を確認できたので、建設技術審査証明を取得するとともに、実案件に適用する。

(11) 動的破砕による杭頭処理工法の開発

場所打ちコンクリート杭の杭頭処理は、大部分が人力による破砕作業であり、振動・騒音の長期化が大きな問題となる。また、化学反応を利用した静的破砕工法も採用されているが破砕効果が小さく、人力に頼っている。開発した杭頭処理技術は、瞬時に水平方向と鉛直方向の亀裂を制御し破砕できる工法であり、工期短縮と省力化および作業安全性向上が図れる。今後、第三者機関による技術証明を取得する予定である。

(12) 工場の床仕上げ品質向上技術

食品工場など水掛かりとなるコンクリートスラブを対象に、仕上げ面へのメンテナンス低減やライフサイクルコスト削減を目的とした品質向上技術を構築した。開発では、様々な床仕上げの実験を実施し、コンクリート面のひび割れ低減を図る材料構成を把握するとともに、床仕上げ面の防滑性や防汚性の定量評価技術を導入した。今後、実大試験体によりその効果を検証し、床仕上げ品質向上システムとして各種工場床への適用を図っていく。

(13) 技術評価証の取得

- ・EG定着板工法：建築技術性能評価・改定2（日本建築総合試験所）
- ・再生骨材コンクリート・基礎構造への適用：国土交通大臣認定（2回目）

(開発事業及びその他の事業)

研究開発活動は特段行っていない。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	599,135,000
計	599,135,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	245,763,910	245,763,910	東京証券取引所市場第1部 名古屋証券取引所市場第1部 大阪証券取引所市場第1部	—
計	245,763,910	245,763,910	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	△245,763	245,763	—	28,070	—	10,000

(注) 発行済株式総数の減少245,763千株は、平成19年8月7日付で、株式2株を1株に株式併合したことによる減少である。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1-3-3	7,059	2.87
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント イー アイエスジー (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2-7-1)	6,864	2.79
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内2-1-1	6,656	2.71
株式会社損害保険ジャパン	新宿区西新宿1-26-1	6,113	2.49
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	中央区晴海1-8-11	4,228	1.72
エイチエスピーシー バンク ピーエルシー クライアント ノンタックス トリーティ (常任代理人香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ (中央区日本橋3-11-1)	4,100	1.67
東京海上日動火災保険株式会社	千代田区丸の内1-2-1	3,934	1.60
みずほ信託銀行株式会社	中央区八重洲1-2-1	3,470	1.41
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	港区浜松町2-11-3	3,251	1.32
昭栄株式会社	千代田区神田錦町1-2-1	3,119	1.27
計	—	48,796	19.86

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 76,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 245,301,000	490,094	—
単元未満株式	普通株式 386,410	—	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	245,763,910	—	—
総株主の議決権	—	490,094	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が252,500株及び名義人以外から株券喪失登録のある株式が1,000株含まれている。

なお、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数505個及び名義人以外から株券喪失登録のある株式に係る議決権2個を含めていない。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式25株が含まれている。

3 平成19年8月7日付で1単元の株式数を1,000株から500株に変更している。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 五洋建設株式会社	文京区後楽2-2-8	76,500	—	76,500	0.0
計	—	76,500	—	76,500	0.0

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が500株ある。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めているが、当該株式に係る議決権の数1個は「議決権の数」の欄には含めていない。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	177	183	176	165	※276	※196
最低(円)	148	155	152	133	※187	※152

- (注) 1. 東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価を記載した。
2. 平成19年8月7日に普通株式2株を1株に併合しており、※印は株式併合後の株価である。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金預金	※1	58,020		53,732		49,247	
受取手形・完成工事 未収入金等	※2	95,063		111,475		122,088	
未成工事支出金等		44,053		52,684		32,028	
たな卸不動産		22,963		16,138		18,728	
未収入金		18,446		21,055		15,289	
その他	※3	16,979		13,062		13,491	
貸倒引当金		△769		△843		△1,089	
流動資産合計		254,757	69.6	267,305	72.1	249,784	70.3
II 固定資産							
1 有形固定資産							
土地	※4	35,326		34,899		35,170	
その他	※5	30,710		26,766		28,779	
有形固定資産合計		66,037		61,665		63,950	
2 無形固定資産		564		593		589	
3 投資その他の資産							
投資有価証券	※6	26,905		20,908		21,880	
その他		23,277		26,078		24,523	
貸倒引当金		△5,643		△5,705		△5,659	
投資その他の資産合計		44,538		41,281		40,744	
固定資産合計		111,141	30.4	103,539	27.9	105,284	29.7
資産合計		365,898	100.0	370,844	100.0	355,069	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形・工事未払金等	※7	99,537		108,117		113,136	
短期借入金	※8	71,150		61,042		63,847	
未成工事受入金等		39,380		49,501		36,620	
引当金		3,098		2,966		3,072	
その他		20,439		18,950		19,037	
流動負債合計		233,605	63.9	240,578	64.9	235,714	66.4
II 固定負債							
長期借入金		56,942		61,112		46,615	
土地再評価に係る繰延税金負債		7,259		7,227		7,259	
退職給付引当金		6,533		6,344		6,577	
役員退職慰労引当金		388		192		438	
その他		3,938		1,127		859	
固定負債合計		75,062	20.5	76,004	20.5	61,749	17.4
負債合計		308,668	84.4	316,582	85.4	297,463	83.8

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		28,070	7.7	28,070	7.6	28,070	7.9
2 資本剰余金		20,106	5.5	20,106	5.4	20,106	5.7
3 利益剰余金		1,785	0.4	1,888	0.5	4,102	1.1
4 自己株式		△14	△0.0	△19	△0.0	△15	△0.0
株主資本合計		49,947	13.6	50,045	13.5	52,264	14.7
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		6,224	1.7	3,212	0.8	4,276	1.2
2 繰延ヘッジ損益		△2	△0.0	△21	△0.0	△5	△0.0
3 土地再評価差額金		857	0.2	810	0.2	857	0.2
4 為替換算調整勘定		183	0.1	197	0.1	188	0.1
評価・換算差額等合計		7,262	2.0	4,199	1.1	5,317	1.5
III 少数株主持分		20	0.0	17	0.0	24	0.0
純資産合計		57,230	15.6	54,262	14.6	57,605	16.2
負債純資産合計		365,898	100.0	370,844	100.0	355,069	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高							
完成工事高		133,815		131,621		311,388	
開発事業等売上高		4,408		6,990		11,875	
売上高計		138,224	100.0	138,612	100.0	323,264	100.0
II 売上原価							
完成工事原価		124,983		123,849		288,793	
開発事業等売上原価		4,250		6,747		10,704	
売上原価計	※1	129,234	93.5	130,596	94.2	299,498	92.6
売上総利益							
完成工事総利益		8,832		7,772		22,595	
開発事業等総利益		157		243		1,171	
売上総利益計		8,989	6.5	8,016	5.8	23,766	7.4
III 販売費及び一般管理費	※2	9,620	7.0	9,100	6.6	19,122	6.0
営業利益		—	—	—	—	4,644	1.4
営業損失		630	△0.5	1,083	△0.8	—	—
IV 営業外収益							
受取利息・有価証券利息		131		127		223	
受取配当金		223		207		346	
持分法による投資利益		177		—		173	
不動産賃貸料		114		101		216	
その他		129		94		346	
営業外収益計		775	0.6	530	0.4	1,306	0.4
V 営業外費用							
支払利息		1,377		1,418		2,840	
為替差損		245		350		422	
持分法による投資損失		—		3		—	
その他		325		186		610	
営業外費用計		1,948	1.4	1,958	1.4	3,872	1.2
経常利益		—	—	—	—	2,078	0.6
経常損失		1,802	△1.3	2,512	△1.8	—	—

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
VI 特別利益							
前期損益修正益	※3	328		269		211	
固定資産売却益	※4	192		93		224	
その他		26		5		5,451	
特別利益計		547	0.3	368	0.3	5,886	1.8
VII 特別損失							
前期損益修正損	※5	0		0		148	
減損損失	※6	1,562		463		1,773	
退職給付過去勤務債務償却 たな卸不動産評価損		—		117		—	
開発事業損失	※7	7,956		—		7,956	
滞留債権貸倒引当金繰入額		5,137		—		8,678	
その他	※8	—		233		—	
特別損失計		191		129		1,297	
税金等調整前中間(当期) 純損失		14,847	10.7	943	0.7	19,854	6.1
法人税、住民税及び事業税		16,103	△11.7	3,086	△2.2	11,889	△3.7
法人税等調整額		378	0.2	261	0.2	1,033	0.3
少数株主損失(△利益)		△8,317	△6.0	△1,077	△0.8	△7,079	△2.2
中間(当期)純損失		△11	△0.0	9	0.0	△14	△0.0
		8,175	△5.9	2,261	△1.6	5,858	△1.8

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,070	20,106	9,939	△13	58,102
中間連結会計期間中の変動額					
中間純損失			△8,175		△8,175
土地再評価差額金取崩額			21		21
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△8,153	△0	△8,154
平成18年9月30日残高(百万円)	28,070	20,106	1,785	△14	49,947

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	7,724	—	879	185	8,789	8	66,900
中間連結会計期間中の変動額							
中間純損失							△8,175
土地再評価差額金取崩額							21
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,499	△2	△21	△1	△1,526	11	△1,515
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,499	△2	△21	△1	△1,526	11	△9,669
平成18年9月30日残高(百万円)	6,224	△2	857	183	7,262	20	57,230

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	28,070	20,106	4,102	△15	52,264
中間連結会計期間中の変動額					
中間純損失			△2,261		△2,261
土地再評価差額金取崩額			46		46
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△2,214	△4	△2,218
平成19年9月30日残高(百万円)	28,070	20,106	1,888	△19	50,045

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	4,276	△5	857	188	5,317	24	57,605
中間連結会計期間中の変動額							
中間純損失							△2,261
土地再評価差額金取崩額							46
自己株式の取得							△4
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△1,064	△16	△46	8	△1,117	△6	△1,124
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,064	△16	△46	8	△1,117	△6	△3,343
平成19年9月30日残高(百万円)	3,212	△21	810	197	4,199	17	54,262

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,070	20,106	9,939	△13	58,102
連結会計年度中の変動額					
当期純損失			△5,858		△5,858
土地再評価差額金取崩額			21		21
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△5,836	△1	△5,838
平成19年3月31日残高(百万円)	28,070	20,106	4,102	△15	52,264

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	7,724	—	879	185	8,789	8	66,900
連結会計年度中の変動額							
当期純損失							△5,858
土地再評価差額金取崩額							21
自己株式の取得							△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△3,447	△5	△21	3	△3,472	15	△3,456
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△3,447	△5	△21	3	△3,472	15	△9,294
平成19年3月31日残高(百万円)	4,276	△5	857	188	5,317	24	57,605

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益・損失(△)		△16,103	△3,086	△11,889
減価償却費		2,058	2,213	4,166
減損損失		1,562	463	1,773
貸倒引当金の増加・ 減少(△)額		△313	△199	21
賞与引当金の増加・ 減少(△)額		212	139	△21
退職給付引当金の増加・ 減少(△)額		△217	△232	△174
関係会社整理損失 引当金の増加・減少(△)額		△25	△7	△17
工事損失引当金の増加・ 減少(△)額		440	△142	412
受取利息及び受取配当金		△355	△334	△569
支払利息		1,406	1,569	3,173
為替差損・益(△)		169	456	172
持分法による投資損失・ 利益(△)		△177	3	△173
有形固定資産 売却損・益(△)		△185	△58	△192
有価証券・投資有価証券 売却損・益(△)		0	△3	△5,390
有価証券・投資有価証券 評価損		26	28	26
売上債権の減少・ 増加(△)額		13,771	10,626	△13,671
未成工事支出金の減少・ 増加(△)額		△6,932	△19,153	4,298
たな卸資産の減少・ 増加(△)額		12,516	1,123	17,583
仕入債務の増加・ 減少(△)額		△10,647	△5,046	2,918
未成工事受入金等の増加・ 減少(△)額		7,195	12,880	4,436
未収入金の減少・ 増加(△)額		3,691	△5,765	6,848
その他		△2,815	1,535	△5,056
小計		5,277	△2,991	8,673
利息及び配当金の受取額		298	315	549
利息の支払額		△1,414	△1,528	△3,184
法人税等の支払額		△1,019	△690	△1,317
営業活動による キャッシュ・フロー		3,142	△4,894	4,721

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券・投資有価証券 の取得による支出		△551	△887	△601
有価証券・投資有価証券 の売却による収入		51	120	7,147
有形固定資産の取得 による支出		△1,767	△863	△2,540
有形固定資産の売却 による収入		286	671	763
貸付けによる支出		△18	△775	△68
貸付金の回収による収入		120	76	936
その他		△54	△125	△78
投資活動による キャッシュ・フロー		△1,934	△1,785	5,558
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増加・ 減少(△)額		△6,725	211	△9,647
長期借入れによる収入		20,590	30,136	23,253
長期借入金の返済 による支出		△21,472	△18,655	△38,854
配当金の支払額		△0	△0	△0
その他		△241	△119	△421
財務活動による キャッシュ・フロー		△7,850	11,572	△25,670
IV 現金及び現金同等物に係る 換算差額		△171	△467	△161
V 現金及び現金同等物 の増加・減少(△)額		△6,812	4,425	△15,553
VI 現金及び現金同等物 の期首残高		64,677	49,124	64,677
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		57,864	53,549	49,124

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>すべての子会社(26社)を連結している。</p> <p>主要な連結子会社名。</p> <p>五栄土木(株) 洋伸建設(株) 九州洋伸建設(株) ペンタビルダーズ(株) 警固屋船渠(株)</p> <p>ペンタビルダーズ西日本(株)は会社清算終了により連結の範囲から除外した。</p>	<p>すべての子会社(26社)を連結している。</p> <p>主要な連結子会社名。</p> <p>五栄土木(株) 洋伸建設(株) 九州洋伸建設(株) ペンタビルダーズ(株) 警固屋船渠(株)</p> <p>新規に設立したペンタ保険サービス(株)について新たに連結の範囲に含めることとした。また、長崎総合管理(株)は会社清算終了により連結の範囲から除外した。</p>	<p>すべての子会社(26社)を連結している。</p> <p>主要な連結子会社名。</p> <p>五栄土木(株) 洋伸建設(株) 九州洋伸建設(株) ペンタビルダーズ(株) 警固屋船渠(株)</p> <p>ペンタビルダーズ西日本(株)は会社清算終了により連結の範囲から除外した。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>すべての関連会社(4社)に対する投資について、持分法を適用している。関連会社名は次のとおり。</p> <p>計測情報システム(株) ジャイワット(株) ジェイエイ岐阜アグリ開発(株) 羽田空港国際線エプロンPFI(株)</p> <p>大森ビル(株)については株式売却により関連会社ではなくなったため、持分法適用の範囲から除外した。</p>	<p>すべての関連会社(2社)に対する投資について、持分法を適用している。関連会社名は次のとおり。</p> <p>ジャイワット(株) 羽田空港国際線エプロンPFI(株)</p> <p>計測情報システム(株)は会社清算終了により持分法適用の範囲から除外した。</p>	<p>すべての関連会社(3社)に対する投資について、持分法を適用している。関連会社名は次のとおり。</p> <p>計測情報システム(株) ジャイワット(株) 羽田空港国際線エプロンPFI(株)</p> <p>大森ビル(株)及びジェイエイ岐阜アグリ開発(株)については株式売却により関連会社ではなくなったため、持分法適用の範囲から除外した。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>連結子会社のうちペンタオーシャン・ドレッジング・パナマ社他6社を除く在外子会社9社の中間決算日は6月30日である。中間連結財務諸表作成にあたっては上記各社の中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。ただし、7月1日から中間連結決算日9月30日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。</p> <p>上記以外の連結子会社の中間決算日は中間連結財務諸表提出会社と同一である。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社のうちペンタオーシャン・ドレッジング・パナマ社他6社を除く在外子会社9社の決算日は12月31日である。連結財務諸表作成にあたっては同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っている。</p> <p>上記以外の連結子会社の事業年度は連結財務諸表提出会社と同一である。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法 なお、ヘッジ取引については、ヘッジ会計によっている。</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金等 未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品 先入先出法による原価法 (中間連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>たな卸不動産 個別法による原価法 (中間連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(会計処理の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用している。なお、同会計基準の適用にあたっては、期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額(7,956百万円)を特別損失に計上する方法によっており、当中間連結会計期</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金等 個別法による原価法</p> <p>たな卸不動産 個別法による原価法 ただし、未成工事支出金等に含まれる材料貯蔵品については先入先出法による原価法によっている。なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の中間連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。</p>	<p>有価証券</p> <p>満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>デリバティブ 同左</p> <p>たな卸資産 未成工事支出金等 個別法による原価法</p> <p>たな卸不動産 個別法による原価法 ただし、未成工事支出金等に含まれる材料貯蔵品については先入先出法による原価法によっている。なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。</p> <p>(会計処理の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。なお、同会計基準の適用にあたっては、期首在庫の評</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>間末における収益性の低下による簿価切下額219百万円を売上原価に計上している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して売上総利益が219百万円減少し、営業損失及び経常損失が219百万円増加するとともに、税金等調整前中間純損失は8,175百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載している。</p> <p>有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用している。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっている。 在外連結子会社は主に定額法を採用している。 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法の定めと同一の基準によっている。</p>	<p>有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用している。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっている。 在外連結子会社は主に定額法を採用している。 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法の定めと同一の基準によっている。</p> <p>(会計処理の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、当中間連結会計期間から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ28百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。 (追加情報) 当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取</p>	<p>価から適用したとみなし、期首在庫に含まれる変更差額(7,956百万円)を特別損失に計上する方法によっており、当連結会計年度末における収益性の低下による簿価切下額230百万円を売上原価に計上している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して売上総利益が230百万円減少し、営業利益及び経常利益が230百万円減少するとともに、税金等調整前当期純損失は8,186百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載している。</p> <p>有形固定資産 当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用している。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっている。 在外連結子会社は主に定額法を採用している。 なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法の定めと同一の基準によっている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>無形固定資産及び長期前払費用 定額法を採用している。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎とした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績をもとに、将来の瑕疵補償見込みを加味して計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。</p> <p>工事損失引当金 当中間連結会計期間末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。</p>	<p>得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ108百万円増加している。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p>	<p>無形固定資産及び長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。</p> <p>関係会社整理損失引当金 関係会社の整理に係る損失に備えるため、その資産内容を勘案し、損失発生見込額を計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法(中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計上している。</p> <p>会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。</p> <p>また、過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定(内規)に基づく中間期末要支給額を計上している。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>同左</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>連結子会社の一部は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定(内規)に基づく中間期末要支給額を計上している。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、平成19年6月に役員退職慰労金制度(執行役員を含む)を廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金については、各役員及び執行役員の退任時に支給することとした。これに伴い、役員退職慰労引当金及び退職給付引当金に含めて計上していた執行役員に係る退職慰労引当金は全額取崩し、退任時に支給すべき未払額は、固定負債の「その他」に含めて計上している。</p>	<p>退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計上している。</p> <p>また、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。</p> <p>過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>また、退職給付引当金には執行役員に対する退職給付引当金を含めている。</p> <p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定(内規)に基づく期末要支給額を計上している。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
(5) 重要なヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引及び為替予約取引</p> <p>ヘッジ対象 借入金利息、外貨建金銭債権債務(予定取引を含む)</p> <p>ヘッジ方針 特定の金融資産・負債を対象に為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を行っている。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ取引は、主として当社で行っており、取引の目的、実行及び管理等を明確にした社内規定(金融派生商品取引に関する実施規則)に則して、社内の金融派生商品取引検討会及び財務部にて定期的にヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(6) その他(中間)連結財務諸表作成のための重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 完成工事高の計上基準は工事完成基準によっているが、長期大型工事(請負金額1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事)については工事進行基準を採用している。 工事進行基準による完成工事高 79,609百万円 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 同左 工事進行基準による完成工事高 80,023百万円 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>完成工事高の計上基準 同左 工事進行基準による完成工事高 160,726百万円 消費税等の会計処理 同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日(平成18年5月1日)以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることに伴い、当中間連結会計期間より同会計基準及び同適用指針を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、57,213百万円である。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日(平成18年5月1日)以降終了する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度より、同会計基準及び同適用指針を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は57,586百万円である。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
	<p>中間連結損益計算書関係</p> <p>「滞留債権貸倒引当金繰入額」については、特別損失の100分の10を超えたため区分掲記することとした。なお、前中間連結会計期間は特別損失「その他」に21百万円含まれている。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有形固定資産減価償却累計額 74,967百万円</p> <p>2 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。 ※3 その他 (有価証券) 41百万円 ※6 投資有価証券 391 計 432</p> <p>3 下記資産は、※8 短期借入金 (長期借入金よりの振替分を含む) 300百万円の担保に供している。 ※4 土地 66百万円 ※5 その他(建物) 102 計 168</p> <p>4 保証債務 連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。 全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,782百万円 新潟国際コンベンションホテル(株) 257 計 2,040</p> <p>また、下記の手先先の住宅分譲前金保証を行っている。 (株)モリモト 862百万円 (株)ジョイント・コーポレーション 513 (株)JAD 25 敷島住宅(株) 2 (株)ジョイント・コーポレーション及び(株)エルカクエイ 2 計 1,405</p> <p>5 当社においては必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。 当中間連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 75,852百万円</p> <p>2 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。 ※1 現金預金 (預金) 150百万円 ※3 その他 (有価証券) 1 ※6 投資有価証券 474 計 626</p> <p>3 下記資産は、※8 短期借入金 (長期借入金よりの振替分を含む) 300百万円の担保に供している。 ※4 土地 66百万円 ※5 その他(建物) 99 計 166</p> <p>4 保証債務 連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。 全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,661百万円 新潟国際コンベンションホテル(株) 257 計 1,919</p> <p>また、下記の手先先の住宅分譲前金保証を行っている。 (株)モリモト 645百万円 (株)ジョイント・コーポレーション 156 (株)JAD 140 (株)アーバンコーポレーション及び極東建設(株) 106 (株)アーバンコーポレーション 8 計 1,055</p> <p>5 当社においては必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。 当中間連結会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。</p>	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 75,356百万円</p> <p>2 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。 ※3 その他 (有価証券) 1百万円 ※6 投資有価証券 531 計 533</p> <p>3 下記資産は、※8 短期借入金 (長期借入金よりの振替分を含む) 300百万円の担保に供している。 ※4 土地 34百万円 ※5 その他(建物) 100 計 135</p> <p>4 保証債務 連結会社以外の下記の相手先の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っている。 全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,661百万円 新潟国際コンベンションホテル(株) 257 計 1,919</p> <p>また、下記の手先先の住宅分譲前金保証を行っている。 (株)モリモト 647百万円 (株)ジョイント・コーポレーション 150 (株)アーバンコーポレーション及び極東建設(株) 60 (株)JAD 50 (株)ジョイント・コーポレーション及び(株)エルカクエイ 26 (株)アーバンコーポレーション 8 計 943</p> <p>5 当社においては必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。 当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>6 追加情報</p> <p>中間連結期末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>※2 受取手形 1,746百万円 ※7 支払手形 1,212</p>	<p>6 追加情報</p> <p>中間連結期末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>※2 受取手形 897百万円 ※7 支払手形 684</p>	<p>6 追加情報</p> <p>連結会計年度末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれている。</p> <p>※2 受取手形 942百万円 ※7 支払手形 440</p>

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
<p>1 売上高の著しい季節的変動 当社グループの売上高は通常の営業形態として上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期に季節的変動がある。</p> <p>2 ※1 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 219百万円</p> <p>3 ※2 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 2,945百万円 賞与引当金繰入額 642 退職給付費用 453 貸倒引当金繰入額 74 役員退職慰労引当金繰入額 48</p> <p>4 ※3 前期損益修正益の内訳は次のとおりである。 貸倒引当金戻入益 304百万円 その他 24 計 328</p> <p>5 ※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 機械・運搬具・工具器具備品 191百万円 土地 0 計 192</p> <p>6 _____</p> <p>7 ※6 減損損失 当中間連結会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p>	<p>1 売上高の著しい季節的変動 同左</p> <p>2 ※1 売上原価に含まれる収益性の低下による評価損の額 240百万円</p> <p>3 ※2 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 2,746百万円 賞与引当金繰入額 588 退職給付費用 377 貸倒引当金繰入額 45 役員退職慰労引当金繰入額 19</p> <p>4 ※3 前期損益修正益の内訳は次のとおりである。 貸倒引当金戻入益 259百万円 その他 10 計 269</p> <p>5 ※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 建物・構築物 52百万円 機械・運搬具・工具器具備品 30 土地 10 計 93</p> <p>6 _____</p> <p>7 ※6 減損損失 当中間連結会計期間において、以下の資産グループ及び資産について減損損失を計上した。</p>	<p>1 _____</p> <p>2 ※1 売上原価に含まれる収益性の低下による評価損の額 230百万円</p> <p>3 ※2 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給料手当 6,230百万円 貸倒引当金繰入額 273 賞与引当金繰入額 594 退職給付費用 885 役員退職慰労引当金繰入額 99 調査研究費 2,326</p> <p>4 ※3 前期損益修正益の内訳は次のとおりである。 貸倒引当金戻入益 149百万円 その他 62 計 211</p> <p>5 ※4 固定資産売却益の内訳は次のとおりである。 機械・運搬具・工具器具備品 213百万円 土地 10 建物・構築物 0 計 224</p> <p>6 ※5 前期損益修正損の内訳は次のとおりである。 完成工事補償 148百万円 引当金不足額他 _____</p> <p>7 ※6 減損損失 当連結会計年度において、以下の資産グループ及び資産について減損損失を計上した。</p>																								
<table border="1"> <tr> <th>地域</th> <td>九州地区</td> </tr> <tr> <th>主な用途</th> <td>ゴルフ場 (1件)</td> </tr> <tr> <th>減損損失 (百万円)</th> <td>土地他 1,307 建物・構築物 255</td> </tr> </table> <p>当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(会社、支店、各事業)を単位としてグルーピングしている。 ゴルフ事業において、継続して営業損失を計上していること等により、上記資産グループの帳簿価額</p>	地域	九州地区	主な用途	ゴルフ場 (1件)	減損損失 (百万円)	土地他 1,307 建物・構築物 255	<table border="1"> <tr> <th>地域</th> <td>中国・九州地区</td> <td>中国地区</td> </tr> <tr> <th>主な用途</th> <td>遊休資産 (2件)</td> <td>製砂設備 (1件)</td> </tr> <tr> <th>減損損失 (百万円)</th> <td>土地他 164</td> <td>機械及び装置他 298</td> </tr> </table> <p>当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(会社、支店、各事業)を単位としてグルーピングしている。</p>	地域	中国・九州地区	中国地区	主な用途	遊休資産 (2件)	製砂設備 (1件)	減損損失 (百万円)	土地他 164	機械及び装置他 298	<table border="1"> <tr> <th>地域</th> <td>関東地区</td> <td>九州地区</td> </tr> <tr> <th>主な用途</th> <td>賃貸資産 (1件)</td> <td>ゴルフ場 (1件)</td> </tr> <tr> <th>減損損失 (百万円)</th> <td>建物・構築物他 211</td> <td>土地他 1,307 建物・構築物 255</td> </tr> </table> <p>当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(会社、支店、各事業)を単位としてグルーピングしている。 ゴルフ事業において、継続して営</p>	地域	関東地区	九州地区	主な用途	賃貸資産 (1件)	ゴルフ場 (1件)	減損損失 (百万円)	建物・構築物他 211	土地他 1,307 建物・構築物 255
地域	九州地区																									
主な用途	ゴルフ場 (1件)																									
減損損失 (百万円)	土地他 1,307 建物・構築物 255																									
地域	中国・九州地区	中国地区																								
主な用途	遊休資産 (2件)	製砂設備 (1件)																								
減損損失 (百万円)	土地他 164	機械及び装置他 298																								
地域	関東地区	九州地区																								
主な用途	賃貸資産 (1件)	ゴルフ場 (1件)																								
減損損失 (百万円)	建物・構築物他 211	土地他 1,307 建物・構築物 255																								

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																				
<p>を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,562百万円)として、特別損失に計上した。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、鑑定評価額により評価している。</p> <p>8 ※8その他のうち固定資産売却損の内訳は次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="113 779 480 904"> <tr> <td>土地</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>機械・運搬具・ 工具器具備品他</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>9 追加情報</p> <p>※7開発事業損失は、長期開発事業案件の一部中止、撤退等の決定をしたたな卸不動産について、早期処分可能価額まで販売価格を見直す等により計上したものである。</p>	土地	3百万円	機械・運搬具・ 工具器具備品他	3	計	6	<p>従来、工事事務所用地等として共用資産にグルーピングしていた上記資産について当中間連結会計期間において遊休状態となったこと、製砂事業の廃止の意思決定を行ったこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(463百万円)として、特別損失に計上した。なお、遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、固定資産税評価額等を基礎として評価しており、製砂事業関連資産の回収可能価額はないものとし、備忘価額にて評価している。</p> <p>8 ※8その他のうち固定資産売却損の内訳は次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="533 779 900 936"> <tr> <td>機械・運搬具・ 工具器具備品他</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34</td> </tr> </table> <p>9 _____</p>	機械・運搬具・ 工具器具備品他	22百万円	建物・構築物	7	土地	4	計	34	<p>業損失を計上していることや賃貸資産に関し廃棄処分 of 意思決定を行ったこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,773百万円)として、特別損失に計上した。なお、ゴルフ場関連資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、鑑定評価額により評価しており、賃貸資産の回収可能価額はないものとし、備忘価額にて評価している。</p> <p>8 ※8その他のうち固定資産売却損の内訳は次のとおりである。</p> <table border="0" data-bbox="952 779 1319 904"> <tr> <td>機械・運搬具・ 工具器具備品他</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31</td> </tr> </table> <p>9 追加情報</p> <p>※7開発事業損失は、長期開発事業案件の一部中止、撤退等の決定をしたたな卸不動産について、早期処分可能価額まで販売価格を見直す等により計上したものである。</p>	機械・運搬具・ 工具器具備品他	27百万円	建物・構築物	3	計	31
土地	3百万円																					
機械・運搬具・ 工具器具備品他	3																					
計	6																					
機械・運搬具・ 工具器具備品他	22百万円																					
建物・構築物	7																					
土地	4																					
計	34																					
機械・運搬具・ 工具器具備品他	27百万円																					
建物・構築物	3																					
計	31																					

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	491,527	—	—	491,527

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	109	4	—	114

(注) 普通株式の増加4千株は、単元未満株式の取得による増加である。

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	491,527	—	245,763	245,763

(注) 普通株式の減少245,763千株は、平成19年8月7日付で株式2株を1株に株式併合したことによる減少である。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	122	25	70	76

(注) 1. 普通株式の増加25千株は、単元未満株式の取得による増加(株式併合前)19千株および単元未満株式の取得による増加(株式併合後)5千株である。

2. 普通株式の減少70千株は、平成19年8月7日付で株式2株を1株に株式併合したことによる減少である。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	491,527	—	—	491,527

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	109	12	—	122

(注) 普通株式の増加12千株は、単元未満株式の取得による増加である。

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 現金及び現金同等物の中間連結 期末残高と中間連結貸借対照表に 記載されている科目の金額との関 係</p> <p>(平成18年9月30日現在)</p> <p>現金預金勘定 58,020百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 <u>△155</u> 現金及び現金同等物 57,864</p>	<p>1 現金及び現金同等物の中間連結 期末残高と中間連結貸借対照表に 記載されている科目の金額との関 係</p> <p>(平成19年9月30日現在)</p> <p>現金預金勘定 53,732百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 <u>△183</u> 現金及び現金同等物 53,549</p>	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高 と連結貸借対照表に記載されてい る科目の金額との関係</p> <p>(平成19年3月31日現在)</p> <p>現金預金勘定 49,247百万円 預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 <u>△123</u> 現金及び現金同等物 49,124</p>

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

〈借主側〉

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)				当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)				前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械・運搬具・工具器具備品他	778	657	121	機械・運搬具・工具器具備品他	389	245	24	143	機械・運搬具・工具器具備品他	323	232	90
② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額				
1年内 68百万円				1年内 57百万円				1年内 44百万円				
1年超 62				1年超 89				1年超 50				
合計 131				合計 146				合計 94				
リース資産減損勘定中間期末残高				リース資産減損勘定中間期末残高 24百万円								
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				
支払リース料 55百万円				支払リース料 29百万円				支払リース料 104百万円				
減価償却費相当額 48				減価償却費相当額 27				減価償却費相当額 89				
支払利息相当額 2				支払利息相当額 1				支払利息相当額 3				
減損損失 24				減損損失 24								
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。				⑤ 利息相当額の算定方法 同左				⑤ 利息相当額の算定方法 同左				
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。				(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。				

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

(1) 時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 国債・地方債等	70	74	3	59	66	7	58	66	7
(2) 社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	70	74	3	59	66	7	58	66	7

(2) 時価評価されていない有価証券の主な内容及び(中間)連結貸借対照表計上額

	前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
非上場の内国債券	10百万円	10百万円	10百万円

2 その他有価証券

(1) 時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度末 (平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	12,448	22,885	10,437	11,799	16,942	5,142	10,914	17,866	6,952
(2) 債券									
国債・地方債等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) その他	396	456	59	187	290	103	286	370	84
合計	12,845	23,342	10,496	11,986	17,233	5,246	11,200	18,237	7,037

(2) 時価評価されていない有価証券の主な内容及び(中間)連結貸借対照表計上額

	前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度末
非上場株式	3,366百万円	3,336百万円	3,379百万円
非上場の不動産投資事業 業匿名組合出資金	202百万円	202百万円	202百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
全てのデリバティブ取引に対してヘッジ会計を適用しているため、記載を省略している。	同左	同左

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項なし	同左	同左

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	133,815	263	4,144	138,224	—	138,224
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	130	4,337	4,467	(4,467)	—
計	133,815	394	8,482	142,692	(4,467)	138,224
営業費用	134,317	647	8,323	143,289	(4,434)	138,854
営業利益又は営業損失(△)	△502	△253	158	△597	(33)	△630

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	131,621	3,439	3,551	138,612	—	138,612
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	64	146	3,688	3,899	(3,899)	—
計	131,686	3,585	7,240	142,512	(3,899)	138,612
営業費用	132,698	3,938	7,008	143,645	(3,948)	139,696
営業利益又は営業損失(△)	△1,012	△352	231	△1,132	48	△1,083

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	311,388	1,447	10,428	323,264	—	323,264
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	262	8,377	8,640	(8,640)	—
計	311,388	1,709	18,806	331,904	(8,640)	323,264
営業費用	307,333	1,671	18,217	327,222	(8,602)	318,620
営業利益又は営業損失(△)	4,055	37	588	4,681	△37	4,644

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業の内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分している。

(2) 各区分に属する主要な事業の内容

建設事業 : 土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業 : 不動産の自主開発・販売及び保有不動産の賃貸に関する事業

その他の事業 : 建設資機材の販売、リース事業、造船事業等

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はない。

3 会計処理の変更

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用している。この変更により、前連結会計年度と同一の基準を適用した場合と比較して開発事業の営業費用及び営業損失が、それぞれ197百万円増加、その他事業の営業費用が21百万円増加、営業利益が21百万円減少している。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおり、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、当中間連結会計期間から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して建設事業の営業費用及び営業損失が、それぞれ27百万円増加、その他事業の営業費用が1百万円増加、営業利益が1百万円減少している。

(追加情報)

当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して建設事業の営業費用及び営業損失が、それぞれ100百万円増加、開発事業の営業費用及び営業損失が、それぞれ0百万円増加、その他事業の営業費用が7百万円増加、営業利益が7百万円減少している。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。この変更により、前連結会計年度と同一の基準を適用した場合と比較して、開発事業の営業費用が230百万円増加し、営業利益が230百万円減少している。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	110,909	24,254	3,059	138,224	—	138,224
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	110,909	24,254	3,059	138,224	—	138,224
営業費用	111,514	24,452	2,888	138,854	—	138,854
営業利益又は営業損失(△)	△604	△197	171	△630	—	△630

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	116,043	19,310	3,258	138,612	—	138,612
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	116,043	19,310	3,258	138,612	—	138,612
営業費用	116,955	19,357	3,383	139,696	—	139,696
営業損失	912	46	125	1,083	—	1,083

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	東南アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	269,724	46,623	6,916	323,264	—	323,264
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	269,724	46,623	6,916	323,264	—	323,264
営業費用	264,318	47,701	6,600	318,620	—	318,620
営業利益又は営業損失(△)	5,406	△1,078	315	4,644	—	4,644

(注) 1 国又は地域の区分の方法及び各地域に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度による。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

東南アジア : シンガポール、香港、ベトナム

その他の地域 : UAE、スリランカ

2 会計処理の変更

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用している。この変更により、前連結会計年度と同一の基準を適用した場合と比較して日本の営業費用及び営業損失が、それぞれ219百万円増加している。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおり、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、当中間連結会計期間から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して日本については営業費用及び営業損失が、それぞれ17百万円増加、東南アジアについては営業費用及び営業損失が、それぞれ4百万円増加し、その他の地域については営業費用及び営業損失が、それぞれ7百万円増加している。

(追加情報)

当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、日本については営業費用及び営業損失が、それぞれ92百万円増加、東南アジアについては営業費用及び営業損失が、それぞれ12百万円増加し、その他の地域については営業費用及び営業損失が、それぞれ3百万円増加している。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用している。この変更により、前連結会計年度と同一の基準を適用した場合と比較して、日本については、営業費用が230百万円増加し、営業利益が230百万円減少している。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(平成18年4月1日 平成18年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	24,254	3,059	27,314
II 連結売上高(百万円)			138,224
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	17.5	2.2	19.7

当中間連結会計期間(平成19年4月1日 平成19年9月30日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	19,310	3,258	22,569
II 連結売上高(百万円)			138,612
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	13.9	2.4	16.3

前連結会計年度(平成18年4月1日 平成19年3月31日)

	東南アジア	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	46,623	6,916	53,539
II 連結売上高(百万円)			323,264
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.5	2.1	16.6

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分の方法及び各地域に属する主な国又は地域

(1) 国又は地域の区分の方法

地理的近接度による。

(2) 各区分に属する主な国又は地域

東南アジア : シンガポール、香港、ベトナム

その他の地域 : UAE、スリランカ

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	116.42円	220.79円	117.18円
1株当たり中間(当期)純損失	16.64円	9.20円	11.92円
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、 中間純損失であり、また、 潜在株式がないため記載し ていない。	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益については、 中間純損失であり、また、 潜在株式がないため記載し ていない。 当社は、平成19年8月7日 付で、2株を1株とする株 式併合を行っている。当該 株式併合が前期首に行われ たと仮定した場合の1株当 たり情報については、以下 の通りとなる。 前中間連結会計期間 1株当たり純資産額 232.84円 1株当たり中間純損失 33.27円 潜在株式調整後1株当 たり中間純利益については、 中間純損失であり、また、 潜在株式がないため記載し ていない。 前連結会計年度 1株当たり純資産額 234.35円 1株当たり当期純損失 23.84円 潜在株式調整後1株当 たり当期純利益については、 潜在株式がなく、また、当 期純損失のため記載してい ない。	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益については、 潜在株式がなく、また、当 期純損失のため記載してい ない。

(注) 1 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純損失(百万円)	8,175	2,261	5,858
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純 損失(百万円)	8,175	2,261	5,858
普通株式の期中平均 株式数(千株)	491,416	245,697	491,413

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	57,230	54,262	57,605
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	20	17	24
(うち少数株主持分)	(20)	(17)	(24)
普通株式に係る純資産額 (百万円)	57,210	54,244	57,581
1株当たり純資産額の算定に 用いられた普通株式の数 (千株)	491,413	245,687	491,405

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)												
		<p>当社は、平成19年 5月18日開催の取締役会において、平成19年 6月28日開催の第57期定時株主総会に株式併合及び1単元の株式数を変更する定款変更について付議することを決議し、当該定時株主総会において承認可決された。</p> <p>(1) 株式併合の内容</p> <p>① 株式併合の目的 買収防衛策を導入した場合、当社株式に対する大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置として、新株予約権の無償割当が考えられる。 しかしながら、当社の発行済株式総数は491,527,820株と、発行可能株式総数599,135,000株に対して新株予約権発行の余地がないことから、買収防衛策を導入した場合に、買収防衛策を実効あるものとするため、株式の併合を行うものである。</p> <p>② 株式併合の方法 当社の発行済株式について2株を併合して1株にする。</p> <p>③ 株式併合の効力発生日 平成19年 8月 7日(予定)</p> <p>④ 1株当たり情報に及ぼす影響 平成17年 4月 1日に当該株式併合が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値は、それぞれ以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="922 1308 1329 1487"> <thead> <tr> <th colspan="2">前連結会計年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)</th> <th colspan="2">当連結会計年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額</td> <td>272.24 円</td> <td>1株当たり純 資産額</td> <td>234.35 円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 当期純利益</td> <td>17.14円</td> <td>1株当たり当 期純損失</td> <td>23.84円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前連結会計年度は潜在株式がないため、また、当連結会計年度は、潜在株式がなく、当期純損失のため記載していない。</p> <p>(2) 1単元の株式数の変更内容 1単元の株式数を1,000株から500株へ変更する。 なお、変更の効力発生日は、株式併合の効力発生日(平成19年 8月 7日予定)に生じることとする。</p>	前連結会計年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		1株当たり 純資産額	272.24 円	1株当たり純 資産額	234.35 円	1株当たり 当期純利益	17.14円	1株当たり当 期純損失	23.84円
前連結会計年度 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)												
1株当たり 純資産額	272.24 円	1株当たり純 資産額	234.35 円											
1株当たり 当期純利益	17.14円	1株当たり当 期純損失	23.84円											

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金預金	※1	49,507		44,951		41,156	
受取手形	※2	6,859		5,603		6,964	
完成工事未収入金		84,219		101,725		107,131	
販売用不動産	※3	10,989		7,573		10,824	
未成工事支出金		35,380		42,982		26,577	
開発事業等支出金	※3	10,810		7,272		6,730	
材料貯蔵品		583		691		568	
未収入金		19,008		21,081		15,556	
その他	※4	18,666		15,014		15,456	
貸倒引当金		△580		△672		△905	
流動資産合計		235,445	70.9	246,227	73.0	230,062	71.5
II 固定資産							
1 有形固定資産							
土地		33,375		33,141		33,241	
その他		17,297		15,733		16,310	
有形固定資産計		50,672		48,875		49,551	
2 無形固定資産		494		520		505	
3 投資その他の資産							
投資有価証券	※5	27,819		21,904		21,638	
長期貸付金		5,330		4,139		3,463	
破産債権・更生債権等		5,742		5,220		5,626	
その他		12,326		16,070		16,378	
貸倒引当金		△5,578		△5,624		△5,621	
投資その他の資産計		45,641		41,711		41,486	
固定資産合計		96,808	29.1	91,107	27.0	91,544	28.5
資産合計		332,254	100.0	337,334	100.0	321,606	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
支払手形	※6	21,143		24,986		27,043	
工事未払金		69,230		73,193		75,726	
短期借入金		67,863		57,751		60,526	
未成工事受入金		33,385		45,060		32,550	
引当金		2,771		2,640		2,784	
その他		17,941		15,723		16,141	
流動負債合計		212,336	63.9	219,355	65.0	214,772	66.8
II 固定負債							
長期借入金		48,990		54,338		39,288	
土地再評価に係る 繰延税金負債		7,259		7,227		7,259	
退職給付引当金		6,280		5,969		6,304	
役員退職慰労引当金		140		—		166	
関係会社開発事業 損失引当金		72		89		88	
その他		3,445		429		153	
固定負債合計		66,188	19.9	68,053	20.2	53,259	16.5
負債合計		278,524	83.8	287,408	85.2	268,032	83.3

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		28,070	8.5	28,070	8.3	28,070	8.7
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		10,000		10,000		10,000	
(2) その他資本剰余金		10,106		10,106		10,106	
資本剰余金合計		20,106	6.1	20,106	6.0	20,106	6.3
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
別途積立金		4,000		—		4,000	
繰越利益剰余金		△5,512		△2,247		△3,713	
利益剰余金合計		△1,512	△0.5	△2,247	△0.7	286	0.1
4 自己株式		△14	△0.0	△19	△0.0	△15	0.0
株主資本合計		46,650	14.1	45,909	13.6	48,447	15.1
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		6,225	1.9	3,211	1.0	4,274	1.3
2 繰延ヘッジ損益		△2	△0.0	△5	△0.0	△5	△0.0
3 土地再評価差額金		857	0.2	810	0.2	857	0.3
評価・換算差額等 合計		7,079	2.1	4,016	1.2	5,126	1.6
純資産合計		53,729	16.2	49,926	14.8	53,574	16.7
負債純資産合計		332,254	100.0	337,334	100.0	321,606	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高							
完成工事高		125,463		122,859		287,572	
開発事業等売上高		387		3,460		1,697	
売上高計		125,850	100.0	126,320	100.0	289,270	100.0
II 売上原価							
完成工事原価		117,374		115,654		266,943	
開発事業等売上原価		703		4,037		1,711	
売上原価計	※1	118,078	93.8	119,692	94.8	268,654	92.9
売上総利益							
完成工事総利益		8,088		7,205		20,629	
開発事業等総損失		316		576		14	
売上総利益計		7,772	6.2	6,628	5.2	20,615	7.1
III 販売費及び一般管理費		8,693	6.9	8,227	6.5	17,320	6.0
営業利益		—	—	—	—	3,294	1.1
営業損失		921	△0.7	1,599	△1.3	—	—
IV 営業外収益							
受取利息		157		146		264	
その他	※2	422		362		807	
営業外収益計		580	0.5	508	0.4	1,072	0.4
V 営業外費用							
支払利息		1,373		1,413		2,831	
その他	※3	584		558		1,069	
営業外費用計		1,958	1.6	1,971	1.5	3,900	1.3
経常利益		—	—	—	—	466	0.2
経常損失		2,299	△1.8	3,063	△2.4	—	—
VI 特別利益	※4	443	0.4	282	0.2	5,764	2.0
VII 特別損失	※5	14,790	11.8	492	0.4	19,734	6.8
税引前中間(当期)純損失		16,646	△13.2	3,272	△2.6	13,503	△4.6
法人税、住民税 及び事業税		264	0.2	180	0.1	490	0.2
法人税等調整額		△8,367	△6.6	△872	△0.7	△7,249	△2.5
中間(当期)純損失		8,543	△6.8	2,580	△2.0	6,744	△2.3

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,070	10,000	10,106	20,106
中間会計期間中の変動額				
中間純損失				
土地再評価差額金取崩額				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—
平成18年9月30日残高(百万円)	28,070	10,000	10,106	20,106

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	4,000	3,008	7,008	△13	55,172
中間会計期間中の変動額					
中間純損失		△8,543	△8,543		△8,543
土地再評価差額金取崩額		21	21		21
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△8,521	△8,521	△0	△8,522
平成18年9月30日残高(百万円)	4,000	△5,512	△1,512	△14	46,650

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,720	—	879	8,599	63,771
中間会計期間中の変動額					
中間純損失					△8,543
土地再評価差額金取崩額					21
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△1,495	△2	△21	△1,520	△1,520
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,495	△2	△21	△1,520	△10,042
平成18年9月30日残高(百万円)	6,225	△2	857	7,079	53,729

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	28,070	10,000	10,106	20,106
中間会計期間中の変動額				
中間純損失				
土地再評価差額金取崩額				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—
平成19年9月30日残高(百万円)	28,070	10,000	10,106	20,106

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	4,000	△3,713	286	△15	48,447
中間会計期間中の変動額					
別途積立金の取崩	△4,000	4,000	—		—
中間純損失		△2,580	△2,580		△2,580
土地再評価差額金取崩額		46	46		46
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)					
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△4,000	1,465	△2,534	△4	△2,538
平成19年9月30日残高(百万円)	—	△2,247	△2,247	△19	45,909

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	4,274	△5	857	5,126	53,574
中間会計期間中の変動額					
別途積立金の取崩					—
中間純損失					△2,580
土地再評価差額金取崩額					46
自己株式の取得					△4
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額(純額)	△1,063	0	△46	△1,109	△1,109
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△1,063	0	△46	△1,109	△3,648
平成19年9月30日残高(百万円)	3,211	△5	810	4,016	49,926

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	28,070	10,000	10,106	20,106
事業年度中の変動額				
当期純損失				
土地再評価差額金取崩額				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—
平成19年3月31日残高(百万円)	28,070	10,000	10,106	20,106

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	4,000	3,008	7,008	△13	55,172
事業年度中の変動額					
当期純損失		△6,744	△6,744		△6,744
土地再評価差額金取崩額		21	21		21
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	△6,722	△6,722	△1	△6,724
平成19年3月31日残高(百万円)	4,000	△3,713	286	△15	48,447

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	7,720	—	879	8,599	63,771
事業年度中の変動額					
当期純損失					△6,744
土地再評価差額金取崩額					21
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△3,445	△5	△21	△3,473	△3,473
事業年度中の変動額合計(百万円)	△3,445	△5	△21	△3,473	△10,197
平成19年3月31日残高(百万円)	4,274	△5	857	5,126	53,574

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ 時価法 なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。 たな卸資産 販売用不動産 個別法による原価法(中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 未成工事支出金 個別法による原価法 開発事業等支出金 個別法による原価法(中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) 材料貯蔵品 先入先出法による原価法(中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計処理の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当中間期から同会計基準を適用している。なお、同会計基準の適用にあたっては、期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 販売用不動産 個別法による原価法 未成工事支出金 個別法による原価法 開発事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 先入先出法による原価法 なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。</p>	<p>有価証券 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同左 デリバティブ 同左 たな卸資産 販売用不動産 個別法による原価法 未成工事支出金 個別法による原価法 開発事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 先入先出法による原価法 なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。 (会計処理の変更) 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用している。なお、同会計基準の適用にあたっては、期首在庫の評価から適用したとみなし、期首在庫</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>に含まれる変更差額(7,905百万円)を特別損失に計上する方法によっており、当中間期末における収益性の低下による簿価切下額219百万円を売上原価に計上している。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比較して売上総利益が219百万円減少し、営業損失及び経常損失が219百万円増加するとともに、税引前中間純損失は8,124百万円増加している。</p>		<p>に含まれる変更差額(7,905百万円)を特別損失に計上する方法によっており、当事業年度末における収益性の低下による簿価切下額226百万円を売上原価に計上している。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比較して売上総利益が226百万円減少し、営業利益及び経常利益が226百万円減少するとともに、税引前当期純損失は8,132百万円増加している。</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 定率法によっている。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用 定額法によっている。また、採掘権については、</p>	<p>有形固定資産 定率法によっている。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。</p> <p>(会計処理の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、当中間期から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。 これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比較して営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ26百万円増加している。</p> <p>(追加情報) 当中間期から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっている。 これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比較して営業損失、経常損失及び税引前中間純損失はそれぞれ81百万円増加している。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用 同左</p>	<p>有形固定資産 定率法によっている。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっている。 なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産及び長期前払費用 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	生産高比例法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。		
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎とした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績をもとに、将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。</p> <p>工事損失引当金 当中間会計期間末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。 また、過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各期の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。</p> <p>関係会社整理損失引当金 関係会社の整理に係る損失に備えるため、その資産内容等を勘案し、当社が損失を負担することが見込まれる額を計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。 また、過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各期の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>定額法により、それぞれの発生年度の翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定(内規)に基づく中間期末要支給額を計上している。</p> <p>関係会社開発事業損失引当金 関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、損失見込額を計上している。</p>	<p>役員退職慰労引当金 (追加情報) 平成19年6月に役員退職慰労金制度(執行役員を含む)を廃止し、廃止日までの在任期間に対応する退職慰労金については、各役員及び執行役員の退任時に支給することとした。これに伴い、役員退職慰労引当金及び退職給付引当金に含めて計上していた執行役員に係る退職慰労引当金は全額取崩し、退任時に支給すべき未払額は、固定負債の「その他」に含めて計上している。</p> <p>関係会社開発事業損失引当金 同左</p>	<p>定額法により、それぞれの発生年度の翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>また、退職給付引当金には執行役員に対する退職給付引当金を含めている。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定(内規)に基づく期末要支給額を計上している。</p> <p>関係会社開発事業損失引当金 同左</p>
5 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引及び為替予約取引 ヘッジ対象 借入金利息、外貨建金銭債権債務 (予定取引を含む)</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>	<p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>ヘッジ方針</p> <p>特定の金融資産・負債を対象に為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を行っている。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ取引は、取引の目的、実行及び管理等を明確にした社内規定(金融派生商品取引に関する実施規則)に則して、社内の金融派生商品取引検討会及び財務部にて定期的にヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。</p>	<p>ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p>	<p>ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>同左</p>
<p>7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>完成工事高の計上基準</p> <p>完成工事高の計上は、工事完成基準によっているが、長期大型工事(請負金額が1億円以上で、かつ工期が1年を超える工事)については、工事進行基準を採用している。</p> <p>工事進行基準による完成工事高</p> <p>77,451百万円</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準</p> <p>同左</p> <p>工事進行基準による完成工事高</p> <p>77,437百万円</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>	<p>完成工事高の計上基準</p> <p>同左</p> <p>工事進行基準による完成工事高</p> <p>155,636百万円</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日(平成18年5月1日)以後終了する中間会計期間に係る中間財務諸表から適用されることに伴い、当中間会計期間より同会計基準及び同適用指針を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は53,732百万円である。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日(平成18年5月1日)以降終了する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度より、同会計基準及び同適用指針を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は53,579百万円である。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表規則の改正に伴い、改正後の財務諸表規則により作成している。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 53,542百万円</p> <p>2 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。</p> <p>※4 その他 (有価証券) 41百万円</p> <p>※5 投資有価証券 391</p> <p>計 432</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 53,443百万円</p> <p>2 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。</p> <p>※1 現金預金 (預金) 150百万円</p> <p>※4 その他 (有価証券) 1</p> <p>※5 投資有価証券 498</p> <p>計 649</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 53,098百万円</p> <p>2 下記資産は、工事契約保証金等の代用として差入れている。</p> <p>※4 その他 (有価証券) 1百万円</p> <p>※5 投資有価証券 533</p> <p>計 535</p>
<p>3 下記の相手先の借入金について保証を行っている。</p> <p>ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社 8,644 百万円</p> <p>全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,782</p> <p>新潟国際コンベンションホテル(株) 257</p> <p>小浜マリン(株) 151</p> <p>計 10,836</p> <p>また、下記の相手先の住宅分譲前金保証を行っている。</p> <p>(株)モリモト 862百万円</p> <p>(株)ジョイント・コーポレーション 513</p> <p>(株)JAD 25</p> <p>敷島住宅(株) 2</p> <p>(株)ジョイント・コーポレーション及び(株)エルカクエイ 2</p> <p>計 1,405</p>	<p>3 下記の相手先の借入金について保証を行っている。</p> <p>ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社 7,649 百万円</p> <p>全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,661</p> <p>新潟国際コンベンションホテル(株) 257</p> <p>小浜マリン(株) 86</p> <p>計 9,655</p> <p>また、下記の相手先の住宅分譲前金保証を行っている。</p> <p>(株)モリモト 645百万円</p> <p>(株)ジョイント・コーポレーション 156</p> <p>(株)JAD 140</p> <p>(株)アーバンコーポレーション及び極東建設(株) 106</p> <p>(株)アーバンコーポレーション 8</p> <p>計 1,055</p>	<p>3 下記の相手先の借入金について保証を行っている。</p> <p>ペンタオーシャン・ドレッシング・パナマ社 8,150 百万円</p> <p>全国漁港漁村振興漁業協同組合連合会 1,661</p> <p>新潟国際コンベンションホテル(株) 257</p> <p>小浜マリン(株) 111</p> <p>計 10,181</p> <p>また、下記の相手先の住宅分譲前金保証を行っている。</p> <p>(株)モリモト 647百万円</p> <p>(株)ジョイント・コーポレーション 150</p> <p>(株)アーバンコーポレーション及び極東建設(株) 60</p> <p>(株)ジョイント・コーポレーション及び(株)エルカクエイ 50</p> <p>(株)ゴールドクレスト 26</p> <p>敷島住宅(株) 8</p> <p>計 943</p>
<p>4 当社においては必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。</p> <p>当中間会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。</p>	<p>4 当社においては必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。</p> <p>当中間会計期間末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。</p>	<p>4 当社においては、必要資金の機動的な調達を可能にするため取引銀行31行と融資枠350億円のコミットメントライン契約を締結している。</p> <p>なお、当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入実行残高はない。</p>
<p>5 仕入等にかかる仮払消費税等及び売上等にかかる仮受消費税等は相殺のうえ、「未収入金」に含めて表示している。</p>	<p>5 仕入等にかかる仮払消費税等及び売上等にかかる仮受消費税等は相殺のうえ、「未収入金」に含めて表示している。</p>	<p>5 _____</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>6 追加情報</p> <p>(1) 中間会計期間末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が中間期末残高に含まれている。</p> <p>※2受取手形 1,511百万円 ※6支払手形 21</p> <p>(2) 長期開発事業案件の一部中止、撤退等に伴い、下記の開発事業等支出金については当中間会計期間末において保有目的を変更し、販売用不動産へ振替表示している。</p> <p>※3土地 1,248百万円</p>	<p>6 追加情報</p> <p>(1) 中間会計期間末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休業日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が中間期末残高に含まれている。</p> <p>※2受取手形 707百万円 ※6支払手形 126</p> <p>(2) _____</p>	<p>6 追加情報</p> <p>(1) 期末日満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理している。なお、当期の末日は金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれている。</p> <p>※2受取手形 747百万円 ※6支払手形 15</p> <p>(2) 長期開発事業案件の一部中止、撤退等に伴い、下記の開発事業等支出金については、当事業年度において保有目的を変更し、販売用不動産へ振替表示している。</p> <p>※3土地 1,751百万円</p>

[次へ](#)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																					
<p>1 売上高の季節的変動 当社の売上高は、通常の営業の形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、事業年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。</p> <p>2 ※1 売上原価に含まれるたな卸資産評価損 219百万円</p> <p>3 減価償却実施額 有形固定資産 855百万円 無形固定資産 54</p> <p>4 ※2 営業外収益(その他)のうち主なもの 受取配当金 222百万円</p> <p>5 ※3 営業外費用(その他)のうち主なもの 為替差損 261百万円</p> <p>6 ※4 特別利益のうち主なもの 貸倒引当金戻入益 285百万円</p> <p>7 ※5 特別損失のうち主なもの 販売用不動産等評価損 7,905百万円 開発事業損失 5,137 減損損失 1,562</p> <p>8 ※5 減損損失 当中間会計期間において、以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>九州地区</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>ゴルフ場 (1件)</td> </tr> <tr> <td>減損損失(百万円)</td> <td>土地他 1,307 建物・構築物 255</td> </tr> </table> <p>当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(支店、ゴルフ事業、賃貸事業)を単位としてグルーピングしている。ゴルフ事業において、継続して営業損失を計上していること等により、上記資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,562百万円)として、特別損失に計上した。 なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、鑑定評価額により評価している。</p>	地域	九州地区	主な用途	ゴルフ場 (1件)	減損損失(百万円)	土地他 1,307 建物・構築物 255	<p>1 売上高の季節的変動 同左</p> <p>2 ※1 売上原価に含まれる収益性の低下による評価損の額 569百万円</p> <p>3 減価償却実施額 有形固定資産 1,100百万円 無形固定資産 48</p> <p>4 ※2 営業外収益(その他)のうち主なもの 受取配当金 204百万円</p> <p>5 ※3 営業外費用(その他)のうち主なもの 為替差損 373百万円</p> <p>6 ※4 特別利益のうち主なもの 貸倒引当金戻入益 249百万円</p> <p>7 ※5 特別損失のうち主なもの 滞留債権 222百万円 貸倒引当金繰入額 減損損失 164</p> <p>8 ※5 減損損失 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>中国・九州地区</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産 (2件)</td> </tr> <tr> <td>減損損失(百万円)</td> <td>土地他 164</td> </tr> </table> <p>当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(支店、賃貸事業)を単位としてグルーピングしている。 従来、工事事務所用地等として共用資産にグルーピングしていた上記資産について、当中間期において遊休状態となったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(164百万円)として、特別損失に計上した。 なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基礎として評価している。</p>	地域	中国・九州地区	主な用途	遊休資産 (2件)	減損損失(百万円)	土地他 164	<p>1</p> <p>2 ※1 売上原価に含まれる収益性の低下による評価損の額 226百万円</p> <p>3 減価償却実施額 有形固定資産 1,786百万円 無形固定資産 99</p> <p>4 ※2 営業外収益(その他)のうち主なもの 受取配当金 344百万円</p> <p>5 ※3 営業外費用(その他)のうち主なもの 為替差損 463百万円</p> <p>6 ※4 特別利益のうち主なもの 投資有価証券売却益 5,422百万円</p> <p>7 ※5 特別損失のうち主なもの 開発事業損失 8,678百万円 販売用不動産等評価損 7,905 減損損失 1,773</p> <p>8 ※5 減損損失 当事業年度において、以下の資産グループ及び資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <tr> <td>地域</td> <td>関東地区</td> <td>九州地区</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>賃貸資産 (1件)</td> <td>ゴルフ場 (1件)</td> </tr> <tr> <td>減損損失(百万円)</td> <td>建物・構築物他 211</td> <td>土地他 1,307 建物・構築物 255</td> </tr> </table> <p>当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(支店、ゴルフ事業、賃貸事業)を単位としてグルーピングしている。ゴルフ事業において、継続して営業損失を計上していることや賃貸資産に関し廃棄処分意思決定を行ったこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,773百万円)として、特別損失に計上した。 なお、ゴルフ場関連資産の回収可能価額は正味売却価額により測定し、鑑定評価額により評価しており、賃貸資産の回収可能価額はないものとし、備忘価額にて評価している。</p>	地域	関東地区	九州地区	主な用途	賃貸資産 (1件)	ゴルフ場 (1件)	減損損失(百万円)	建物・構築物他 211	土地他 1,307 建物・構築物 255
地域	九州地区																						
主な用途	ゴルフ場 (1件)																						
減損損失(百万円)	土地他 1,307 建物・構築物 255																						
地域	中国・九州地区																						
主な用途	遊休資産 (2件)																						
減損損失(百万円)	土地他 164																						
地域	関東地区	九州地区																					
主な用途	賃貸資産 (1件)	ゴルフ場 (1件)																					
減損損失(百万円)	建物・構築物他 211	土地他 1,307 建物・構築物 255																					

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9 追加情報 ※5 特別損失に含まれている開発事業損失は、長期開発事業案件の一部中止、撤退等の決定をした開発事業等支出金、又は、一部の販売用不動産について、早期処分可能価額まで販売価格を見直す等により計上したものである。	9	9 追加情報 ※5 特別損失に含まれている開発事業損失は、長期開発事業案件の一部中止、撤退等の決定をした販売用不動産及び開発事業等支出金について、早期処分可能価額まで販売価格を見直す等により計上したものである。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	109	4	—	114

(注) 普通株式の増加4千株は、単元未満株式の取得による増加である。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (千株)	122	25	70	76

(注) 1. 普通株式の増加25千株は、単元未満株式の取得による増加(株式併合前)19千株および単元未満株式の取得による増加(株式併合後)5千株である。

2. 普通株式の減少70千株は、平成19年8月7日付で株式2株を1株に株式併合したことによる減少である。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (千株)	109	12	—	122

(注) 普通株式の増加12千株は、単元未満株式の取得による増加である。

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具器具・備品	176	133	43	工具器具・備品	182	91	91	工具器具・備品他	153	115	38
車両運搬具	72	33	39	車両運搬具	71	40	30	車両運搬具	67	35	31
合計	249	166	82	合計	253	131	122	合計	221	151	69
② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料中間期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額			
1年内 47百万円				1年内 39百万円				1年内 35百万円			
1年超 36				1年超 83				1年超 35			
合計 84				合計 123				合計 71			
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料 36百万円				支払リース料 29百万円				支払リース料 62百万円			
減価償却費相当額 35				減価償却費相当額 28				減価償却費相当額 60			
支払利息相当額 0				支払利息相当額 1				支払利息相当額 1			
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左			
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。				⑤ 利息相当額の算定方法 同左				⑤ 利息相当額の算定方法 同左			
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。				(減損損失について) 同左				(減損損失について) 同左			

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
		<p>当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会に株式併合及び1単元の株式数を変更する定款変更について付議することを決議し、当該定時株主総会において承認可決された。</p> <p>(1) 株式併合の内容</p> <p>① 株式併合の目的 買収防衛策を導入した場合、当社株式に対する大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置として、新株予約権の無償割当が考えられる。</p> <p>しかしながら、当社の発行済株式総数は491,527,820株と、発行可能株式総数599,135,000株に対して新株予約権発行の余地がないことから、買収防衛策を導入した場合に、買収防衛策を実効あるものとするため、株式の併合を行うものである。</p> <p>② 株式併合の方法 当社の発行済株式について2株を併合して1株にする。</p> <p>③ 株式併合の効力発生日 平成19年8月7日(予定)</p> <p>④ 1株当たり情報に及ぼす影響 平成17年4月1日に当該株式併合が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値は、それぞれ以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="922 1312 1331 1496"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</th> <th colspan="2">当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産額</td> <td>259.54 円</td> <td>1株当たり純 資産額</td> <td>218.04 円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 当期純利益</td> <td>12.63円</td> <td>1株当たり当 期純損失</td> <td>27.45円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は潜在株式がないため、また、当事業年度は、潜在株式がなく、当期純損失のため、記載していない。</p> <p>(2) 1単元の株式数の変更内容 1単元の株式数を1,000株から500株へ変更する。</p> <p>なお、変更の効力発生日は、株式併合の効力発生日(平成19年8月7日予定)に生じることとする。</p>	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		1株当たり 純資産額	259.54 円	1株当たり純 資産額	218.04 円	1株当たり 当期純利益	12.63円	1株当たり当 期純損失	27.45円
前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
1株当たり 純資産額	259.54 円	1株当たり純 資産額	218.04 円											
1株当たり 当期純利益	12.63円	1株当たり当 期純損失	27.45円											

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）	平成19年4月23日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第57期) 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書 の訂正報告書	有価証券報告書(平成19年6月28日提出)の 訂正報告書	平成19年9月7日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月 8 日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 秀 法 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹 本 啓 祐 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(1)に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、同会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	秀	法	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	政	人	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 秀 法 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹 本 啓 祐 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項1に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、同会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

五洋建設株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高	橋	秀	法	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	川	政	人	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている五洋建設株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第58期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、五洋建設株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。